

第 4394 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 12月 28日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 納骨前にするお別れ会

Q：父が亡くなり、家族だけで密葬を執り行いましたが、その後、納骨前に交友があった皆さんとお別れ会をすることとなりました。このお別れ会の費用は、葬式費用に含めることはできますか？

A：死者を葬るための儀式と認められるものは葬式費用に含められます。

【解説】

相続税では、葬式費用になるものとして、次のものを例示しています。

- ①葬式若しくは葬送に際し、又はこれらの前において、埋葬、火葬、納骨又は遺がい若しくは遺骨の回送その他に要した費用（仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用）
- ②葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用
- ③①又は②に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの
- ④死体の搜索又は死体若しくは遺骨の運搬に要した費用

そして、一方で法会に要する費用は葬式費用にならないとしています。

したがって、死者を葬るための儀式は葬式費用となり、死者の供養のために営まれる法会は葬式費用にならないということです。そのお別れ会が納骨前で、読経や焼香等が行われるというようなものであれば、葬式費用として認められるものと思われます。

